

物品売買契約書（案）

売主 胎内市（以下「甲」という。）と買主（以下「乙」という。）とは、次の条項により、物品の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物品）

第2条 売買物品は、次のとおりとする。

物品名	型式	車台番号	数量
ミツビシ グレーダ	1G	1G000100	1台

2 甲は、現状有姿をもって売払い、乙はこれを買受ける。

（売買代金及び代金の支払い）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額金 円）

2 乙が、既に納入している入札保証金 32,500 円を前項に定める売買代金の一部に充当するものとする。

3 乙は、第1項の売買代金から既に納付した入札保証金を除く 円を、甲の発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

（契約保証金）

第3条の2 契約保証金は免除する。

（所有権の移転）

第4条 売買物品の所有権は、乙が第3条第1項に定める売買代金を完納した時に甲から乙に移転する。

（引渡し）

第5条 甲は、前条の規定より所有権が移転したときは、乙に現地にて現状のまま引き渡すものとする。

2 売買物品の名義変更等の手続き及び引き取りに要する費用は、乙の負担とする。

（危険負担）

第6条 本契約締結の時から売買物品の引渡しの時までにおいて、当該物品が天災地変その他の甲又は乙のいずれかの責に帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 甲は、売買物品の引渡し前に、前項の事由によって当該物品が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物品を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しが本契約に定める引渡しの時を超えて、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

3 第1項によって、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。

（契約不適合責任）

第7条 乙は、売買物品に、種類・品質又は数量に関して本契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があることを発見しても、修補の請求、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

（禁止用途）

第7条の2 乙は、この契約締結の日から5年間、売買物品を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に定める風俗営業等の用に供してはならない。

2 乙は、この契約の締結の日から5年間、売買物品を「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2項に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの者か

ら委託を受けた者がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用してはならない。
(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(3) 暴力団員と認められるとき。

(4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(6) 法人にあっては、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。第7号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。

(7) 法人にあっては、その役員のうちに第3号から第5号までのいずれかに該当する者があるとき。

(8) 本契約に関する申請（入札参加申請書を含む。）及び提出した書類に関し、虚偽若しくは不正の事実に基づいて確認を受けたことが判明したとき。

3 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害については、何ら賠償ないし補償することは要しない。

4 乙は、甲が第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じときは、その損害を賠償するものとする。

(違約金)

第9条 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、乙に対し、契約の解除に伴う違約金として、第3条に定める売買代金の100分の10に相当する額の支払いを請求することができる。

2 前項の違約金は、第12条に定める損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(返還金等)

第10条 甲は、第8条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物品に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第11条 乙は、甲が第8条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物品を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物品を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物品が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物品を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物品の名義変更に要する必要書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第13条 甲は、第10条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違

約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第14条 本契約の締結および履行等に関して必要な経費は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第15条 この契約に関する訴訟の所轄は、胎内市役所の所在地を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

(疑義の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売主 甲 新潟県胎内市新和町2番10号
胎内市
胎内市長 井畑 明彦

買主 乙